

7. 熊本県天草市上田家文書調査

東 昇

1. 概要

天草市上田家文書は、幕府領肥後国天草郡高浜村庄屋文書で、約 7000 点が現存する。1997 年以來調査を継続し、研究成果として 2016 年『近世の村と地域情報』（吉川弘文館）を刊行している。今年度は科学研究費助成事業基盤研究（C）JSPS 科研費 19H00540「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への情報提供あり方研究」（代表山田洋一）の一環として、引き続き調査を進めた。上田家資料館（天草市、株式会社上田陶石内）では、上田家文書中の「御用書留帳」に関する文書を選定し撮影した。

調査日程 2023 年 9 月 6～9 日

調査参加者 東昇（教員）、長谷川巴南（博士前期課程 2 回生）、渡邊幸奈（4 回生）

2. 内容

また、上記科研の調査成果として「近世後期肥後国天草郡の見分・廻村と宗門改」（『京都府立大学学術報告（人文）』75、2023 年）をまとめた。本研究では、村において武士・役人と百姓・村人が接触する場といえる見分・廻村の実態、特に毎年、ほぼ全村人が役人と接触する宗門改について詳細に検討し意義をあきらかにした。

結果、①定期的な麦作・田方・秋作見分は作物生育状況を把握するためであったが、寛政 2 年は浦上崩の影響により信仰に関する質問があり、「邪宗門蜂起」の地天草でも警戒すべき課題であった。また、寛政 3 年は寛政の改革に関する公儀触の周知、寛政 9 年は百姓相続方仕法に関するもので、同仕法施行の要因である村の困窮を解消するための姿勢がうかがえた。一方で、実体者・孝子や三子誕生に関するものは人・家に関して表彰すべき対象であり、宗門改など村人が集まる場で、これらを表彰する意義も大きい。

②天草郡の宗門改を、文化 10 年の島原藩預から長崎代官支配への変更前後と 2 期に分け、長崎代官支配変更への対応として、代踏禁止の徹底、賄の詳細な指示、10 年分の家数人数帳の提出等があった。そして、村における宗門改は、廻村前後の作業、廻村役人の賄をはじめ、実体者・孝子の表彰、普請所見分など主目的以外の見分も組み込まれていた。また、踏絵と病人改、代踏では、本人が踏絵を行い役人が確認することを徹底していた。

以上から、武士・役人の見分・廻村の意義は、①村の生産・信仰・困窮などの把握、②公儀・藩の施策・触の徹底、③実体者・孝子や三子、踏絵をする村人などの表彰、改める対象としての本人把握、④表彰される村人や模範行動の周知、であったといえる。

編集後記

フィールド集報の組版作業は、歴史学科文化遺産学コースの考古・建築・地理・文化情報の合同実習メニューとして学生が Adobe 社の InDesign を利用しておこなっている。

今年度は、3年ぶりに多様な場所・フィールドで調査をおこなうことができた。調査時だけでなくその後の作業においても多くの方々からご協力を賜った。ここに改めてお礼申し上げる。

海外の調査も徐々にではあるが再開されるようになった。来年度はまた違うところに行きたいと思う今日この頃である。(き)

京都府立大学文学部歴史学科

フィールド調査集報 第10号

編集・発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2024年3月30日

印刷 株式会社 北斗プリント社

〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町 38-2
